

洋上風力発電に関する地域研究・検討会議設置要綱

令和6年8月15日付 6環気計第537号

(目的)

第1条 洋上風力発電は、自然環境や生態系、景観等への配慮に加え、漁業や観光、船舶の航行等海域の先行利用者（以下、「先行利用者」という。）との共生が必要不可欠であることから、伊豆諸島地域の5町村（大島町・新島村・神津島村・三宅村・八丈町）において、洋上風力発電に関する理解促進を図るとともに、課題の抽出や対応策、導入の可否等についての意見聴取・検討を行うため、「洋上風力発電に関する地域研究・検討会議」（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会では、以下の事項等について協議及び検討を行う。

- (1) 洋上風力発電の基本情報に関すること
- (2) 洋上風力発電が先行事業、自然環境、生態系及び景観等に与える影響に関すること
- (3) 洋上風力発電の導入の可否に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

(組織)

第3条 検討会は町村ごとに開催するものとし、別表1から5に掲げる職にある者を委員として構成する。

2 検討会は必要に応じて町村合同で開催できるのものとする。

(会長)

第4条 検討会には会長を置き、会長は東京都環境局気候変動対策部再生可能エネルギー実装推進担当部長とする。

- 2 検討会には副会長を置き、副会長は東京都環境局企画担当部長とする。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が会を欠席又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 検討会は、環境局長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者に検討会への出席を求め、その意見等を聞くことができる。
- 3 検討会は、現地参加を原則とするが、会長が必要と認める場合及びやむを得ない事由により現地参加が困難である場合には、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）での参加も可能とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律第9条の規定に基づく協議会（以下、「法定協議会」という。）が開催されるまでとする。ただし、海上風力発電の検討の必要がなくなり、法定協議会の開催が見込まれなくなった場合は、その時点までとする。

(検討会の運営)

第7条 検討会は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができます。

- 2 委員は、都合により検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 検討会の進行は会長が行うこととする。会長が欠席の場合は、副会長が議事進行を行う。

(議事録及び検討会資料)

第8条 検討会ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録及び検討会資料は公開とする。ただし、情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができます。

(事務局)

第9条 検討会運営の事務局は、東京都環境局気候変動対策部計画課とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

洋上風力発電に関する地域研究・検討会議設置要綱（三宅村）

東京都環境局再生可能エネルギー実装推進担当部長
東京都環境局企画担当部長
東海汽船株式会社 代表
新中央航空株式会社 代表
東邦航空株式会社 代表
三宅村企画財政課長
三宅村観光産業課長
東京都三宅支庁総務課長
東京都三宅支庁産業課長
三宅村議會議員 代表
三宅島漁業協同組合 代表
一般社団法人三宅島観光協会 代表
公益法人三宅村商工会 代表